

平成29年度 第2回

江 田 島 市 農 業 委 員 会 議 事 録

江 田 島 市 農 業 委 員 会

平成29年度第2回江田島市農業委員会議事録

日 時	平成29年5月29日 14時00分	場 所	農村環境改善センター
出席委員	2 小跡 孝廣 3 菊元 久義 4 西中 克弘 5 前田 榮子 6 胡子 勝弘 7 島本 俊明 8 小林 秀幸 (職務代理) 9 新本 昌幸 10 清水 正子 11 前城 美智男	12 中下 雅敏 13 爲廣 明法 14 小松 巧 15 下田 満 16 中田 光治 17 大段 幸雄 18 濱田 末夫 20 松岡 雄二 21 森本 健太郎 (会長)	
欠席委員	1 村上 浩司 19 峯本 弥生		
出席者 総 数	出席委員 19名 欠席委員 2名		
その他 出席者	事務局長 松岡 弘倫 書 記 奥原 芽衣 書 記 中下 将良 書 記 窪田 松枝		
議事録 署名委員	9 新本 昌幸 10 清水 正子		
提出議題	議事 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第8号 農地利用集積計画の決定について  協議事項 江田島市農業振興ビジョンについて		

## 平成29年度第2回江田島市農業委員会総会次第

### 1 開 会

事務局長 すいません。それでは、定刻になりましたので、ただいまから、平成29年度第2回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会出席者数、21名中、欠席者数3名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えていますので、本総会は成立することをご報告いたします。それでは、最初に会長がご挨拶を申し上げます。

議長 それでは失礼いたします。どなたもお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。今回は市長さんが皆さん方にご挨拶を申し上げたいということでおいでいただきました。先回、年度当初4月に挨拶を頂く予定でございましたけれども、所用がございまして、このたびに変更になったわけでございます。平素より市長さんにはお世話になっておりまして、農業委員の皆様もいろいろと市当局への要望もあろうかと思っておりますけれど、今回挨拶をお願いして懇親を深めたいとこのように思っております。なお、本日提案しました案件につきましては、慎重なる審議を賜りまして、適正なるご決定を頂きたい。このように思っておりますので、よろしく申し上げます。それでは失礼いたします。

事務局長 続きまして、明岳市長にご挨拶を頂きます。

明岳市長 (挨拶)

事務局長 ありがとうございます。ここで、明岳市長は他に公務がありますので、中座をさせていただきますことを、ご了承ください。

明岳市長 どうもすいません。またいつでも結構ですから、おいでいただいて、お話を聞かせてください。どうぞよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。失礼します。

### 2 議事録署名者の指名について

議長 それでは、日程第2の議事録署名者の氏名でございますけれども、今回の議事録署名者につきましては、9番の新本委員と、10番の清水委員をお願いすることとし、書記としまして、松岡事務局長、奥原書記、中下書記、窪田書記を指名させていただきます。

### 3 諸 報 告

議長 続きまして日程3の諸報告でございますが、事務局から何かございますが、事務局から何かございますか。

事務局長 いえ、特にありません。

議長 それでは、特別事務局のほうからは諸報告がないようですが、私のほうからちょっと連絡をします。5月10日に農業最適協議会の総会、農地再生協議会の米の生産調整の会議がありまして、農業委員の皆様方も各地区一人ずつ出ていただいておりますけれども、その総会を5月10日におこないません。また、5月15日には県の農業会議の監査会、5月18日には農業会議の理事会、こういう行事が終わったわけでございますので、報告をさせていただきます。

#### 4 議 事

議長 続きまして、日程第4の議事に入りたいと思いますが、議案第5号農地法第3条の規定によります許可申請につきまして事務局から説明をしてもらいます。

事務局長 番号1と番号2は関連した案件ですので、あわせて説明させていただきます。  
番号1。贈与人●●●●。住所、大柿町\_\_\_\_\_。受贈人▲▲▲▲。住所、沖美町\_\_\_\_\_。所在地、大柿町飛渡瀬\_\_\_\_\_。地番、〇〇番。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、959㎡。字\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、688㎡。字\_\_\_\_\_。地番、〇〇番。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、1,257㎡。地番、〇〇番。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、611㎡。地番、〇〇番。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、1,344㎡。字\_\_\_\_\_。地番、〇〇番。地目、台帳、田。現況、畑。面積、2,192㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、601㎡。

申請理由は贈与で、受贈人は「両親が高齢なため、生前に農地を受贈し、耕作を行う」ということです。

続きまして、番号2。譲渡人■ ■ ■ ■。住所、能美町\_\_\_\_\_。譲受人▲▲▲▲。住所、沖美町\_\_\_\_\_。所在地、能美町中町\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、503㎡。

申請理由は譲渡で、譲受人は「自宅の建築用地と併せて、農地を譲り受ける」ということです。

以上のことから、これらの申請は適正であると思います。あわせて御審議をお願いいたします。

議長 はい。それでは、この▲▲さんが新規に農業者なるということで、1番と2番について上程をさせていただいて審議をするわけですが、この関係につきまして農業委員さんのご意見を伺いたいと思いますが、どなたか。

小松委員 はい。大柿町の小松です。農業委員の村上さんより電話があつて、▲▲さんは張り切っているということでもありますので、間違いはないかと思います。よろしく申し上げます。

議長 はい、ほかに。

前城委員 能美町の前城です。2 番の件につきましては、場所は公園の駐車場の入り口に、◆◆さんの家があって、その下の土地になるんですけど、たぶん売りに出ている、▲▲さんが欲しいということでこの度売却することになりましたので、よろしくお願いします。

議長 他、ご意見、ご質問ないですか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 無いようでございますので、この1番と2番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員、異議が無いということでございますので、許可といたします。次の3番をお願いします。

事務局長 番号3と番号4は関連した案件ですので、あわせて説明させていただきます。  
番号3。譲渡人●●●●。住所、沖美町\_\_\_\_\_。譲受人▲▲▲▲。住所、沖美町\_\_\_\_\_。所在地、沖美町三吉\_\_\_\_\_。地番、〇〇番。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、465 m<sup>2</sup>。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、676 m<sup>2</sup>。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、393 m<sup>2</sup>。  
申請理由は譲渡で、譲受人は「農業経営のため、譲り受ける」ということです。  
番号4。貸人■ ■ ■ ■。住所、沖美町\_\_\_\_\_。借人▲▲▲▲。住所、沖美町\_\_\_\_\_。所在地、沖美町三吉\_\_\_\_\_。地番、〇〇番。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、771 m<sup>2</sup>。申請理由は使用貸借で、借人は「農業経営のため、借り受ける」ということです。使用貸借期間は、10年間です。  
以上のことから、これらの申請は適正であると思います。あわせて御審議をお願いいたします。

議長 はい。▲▲さんが新規農業者になるということで一括上程をさせていただきましたが、この3番4番につきまして、関係農業委員さんに意見を伺いたいと思いますが。

新本委員 沖美町の清水です。▲▲さんはすでに農業を専門でやっていたらっしゃる方で、果物や野菜を熱心にやっていて、●●さんの土地を借りていたんだと思います。このたび、仕事をやめられて、本格的に農業に努める気持ちでいられるそうで、▲▲さんも農業をやるつもりなので、申請どおりよろしくお願いしますということです。●●さんと▲▲さんのそれぞれにも確認しました。

議長 他に何かご意見ご質問ございますか。

新本委員 質問なのですが。

議長 はい。

新本委員 調査書にですね、ソケイ、柑橘を栽培すると書いてあるんですが。ソケイとはなんだろうと思ひまして。

議長 ソケイは、枝物でしょう。花で、ソケイという枝物がある。だから、果樹という食用にする物じゃないでしょうか。花盆のような生花に使う花の材料です。

新本委員 はい。ありがとうございます。

議長 他に質問はございませんか。

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 ないようでございますので、この3番と4番の案件につきまして許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 全員異議がないということですので、許可といたします。それでは次の議案第6号でございますが、農地法の4条を私個人の申請をしておりますので、ちょっと退席をさせていただきます、小林委員さんをお願いします。それではよろしく。

職務代理 それでは会長さんの関係でございますので、代わり務めさせていただきます。議案第6号農地法4条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局長 番号1。申請人●●●●。住所、大柿町\_\_\_\_\_。所在地、大柿町大原\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに田。面積、1,885㎡。  
申請理由は、「田から畑地への改良工事にあたり、工事期間中耕作ができないため、一時転用の申請を行う。」というもので、一時転用期間は、許可後3年間となっています。  
ご審議をお願いします。

職務代理 それでは関係委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。  
濱田委員 この意見の場所につきましては皆様方の多くの方がご存知のことだと思います。ここの地図にありますように、江田島市の本庁舎の前のスーパーの近くに

あります、田であります。なおこの土地は今年の一月に巡回で●●さんが譲与の申請をして、許可を受けておられたということでございます。現況はこの田が道路より低いために、今回これに土砂を入れまして、埋め立て工事をして畑に改造したいということでもあります。この道路の高さと面積までかさ上げしますのは相当の量の土砂が必要になります。

これを一気に単年度で完了するという事は難しい見込みでありますので、期間は三年間として、それからこの期間耕作ができないということで、一時転用の許可申請を提出したのだと話しておられました。この申請理由につきましては、別段、問題点とか支障を生じるようなことはないように考えられますので、適当と思われまます。よろしくご審議のほど、よろしく申し上げます。

小松委員 ちょっと聞いてみるんですが、このように田を畑に変える場合は、県の許可がいますか。

事務局長 県の許可はいらぬです。

小松委員 税金のほうで優遇されることもありますか。

事務局長 いえ、特に何も。田を畑に変えるだけなんですけども、通常小さなもので一年以内一作以内に工事が終わるものは、改良届けという届けだけで済みます。今回の場合は面積が大きくて、土砂が全部まかなえるのに期間の目処がまだ3年程度必要ということで、一年、または一作以上耕作できない場合は、一時転用をなささいということになっておりますので、そのために申請を今回していただいている、ということで。農地から変えるわけではないんですが、土砂を入れている間は農地では一時的になくなるという意味合いでの転用ということです。

小松委員 それはやっぱり、江田島市ではなしに県へ、届け出るという必要があるということでしょうか。

事務局長 面積的にはそこまで大きくないですし、土砂の量からいって開発とかその類も県の許可が必要なものではないです。そこは全部調べて、大丈夫ということで、このたび申請させていただいておりますので、県の許可は必要ないです。

小松委員 はい、わかりました。

職務代理 他に、ご意見ございませんか。

胡子委員 前には一時転用が難しかった気がするんですが。

事務局長 延長は可能です。延長の申請をしていただいたら、一時転用は延長が出来ますので、今後とも最長5年での申請が出来ます。一時転用の期間としてですね。

職務代理	許可することに意義ありませんか。
委員	異議なしの声あり。
職務代理	では、あとはお願いします。
議長	議案第7号、農地法第5条の規定によります、許可申請につきまして、事務局から説明してもらいます。
事務局長	<p>番号1、譲渡人●●●●。住所、広島市_____。譲受人▲▲▲▲。住所、安芸郡府中町_____。所在地、沖美町岡大王_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに田。面積、1,306㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに田。面積、171㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、192㎡。</p> <p>申請理由は譲渡で、譲受人は「太陽光発電設備設置のため、譲り受ける」ということでした。パネル288枚、発電量77.76キロワットの発電設備を設置予定です。</p> <p>ご審議をお願いいたします。</p>
議長	この1番の案件につきまして、関係農業委員さんに意見をお伺いしたいと思いますが。
小林委員	この場所がですね、大王方面のバス停から少し山のほうにあがったところにあります。確認しましたところ、広島に譲渡人が住んでおられて、高齢になり、病気がちで耕作できないということで、▲▲さんに譲り渡すということでございます。申請のとおり間違いありませんということです。よろしく申し上げます。
事務局長	ほかになにかご意見ご質問ございますか。
委員	異議なしの声あり。
議長	それでは全員許可することに異議はないということで、許可とします。次、お願いします。
事務局長	<p>番号2、譲渡人●●●●。住所、能美町_____。譲受人▲▲▲▲。住所、沖美町_____。所在地、能美町中町_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに田。面積、293㎡。</p> <p>申請理由は譲渡で、譲受人は「自己居住用住宅用地として、譲り受ける」ということでした。2階建て、延べ床面積144.75㎡の住宅を建設予定です。</p> <p>ご審議をお願いいたします。</p>



議長 はい。それではこの2番の案件につきまして、関係農業委員さんに意見をお伺いしたいと思います。

前城委員 能美町の前城です。さっきの3条と同じ場所なんです。江田島湾が望めますので、景色が大変いいところですね。▲▲さんはここに7月に着工するそうですので、審議のほうよろしくお願いします。

議長 はい。他に、ご意見ご質問ございませんか。

委員 異議、質問なしの声あり。

議長 はい。ないようでございますので、この2番の案件につきまして許可することに意義有りませんか。

委員 意義なしの声あり。

議長 全員許可することに異議はないということでございますので、許可といたします。以上で議案第7号を終わりました、続きまして、議案第8号をお願いします。

事務局長 番号1から番号4まで、続けて説明させていただきます。番号1と番号2は同一人の案件ですので、あわせて説明します。

利用権を設定する農用地、大字、沖美町是長\_\_\_\_\_。現況地目、畑。面積、567㎡。利用権を設定する農用地、大字、沖美町是長\_\_\_\_\_。現況地目、畑。面積、960㎡。利用権を設定する者。住所・氏名、沖美町\_\_\_\_\_、●●●●。権利の種類、賃貸借権。権利の設定を受ける者。住所・氏名、沖美町\_\_\_\_\_、▲▲▲▲。設定する利用権、利用権の種類、賃貸借。利用権の内容、果樹。始期、平成29年6月1日。終期、平成38年12月31日。期間は9年7か月です。新規の案件です。

続きまして番号3。利用権を設定する農用地、大字、沖美町是長\_\_\_\_\_。現況地目、畑。面積、442㎡の内396㎡。利用権を設定する者。住所・氏名、沖美町是長\_\_\_\_\_。○○○○。権利の種類、賃貸借。権利の設定を受ける者。住所・氏名、広島市\_\_\_\_\_。広島県森林整備・農業振興財団、理事長、寶来伸夫。設定する利用権、利用権の種類、賃貸借権。利用権の内容、畑。始期、平成29年6月1日。終期、平成39年12月31日。期間は10年7か月です。新規の案件です。

続きまして番号4。利用権を設定する農用地、大字、大柿町大原\_\_\_\_\_。現況地目、田。面積、1,384㎡。利用権を設定する者。住所・氏名、大柿町\_\_\_\_\_。■■■■。権利の種類、賃貸借。権利の設定を受ける者、住所・氏名。広島市\_\_\_\_\_。広島県森林整備・農業振興財団 理事長 寶来伸夫。設定する利用権、利用権の種類、賃貸借権。利用権の内容、水田。始期、平成29年6月1日。終期、平成49年12月31日。

期間は20年7か月です。新規の案件です。以上で説明を終わります。

議長 市長のほうから、強化法に基づく申請がでていますが、農業委員会として意見を回答しなくてはいけないもので、1番と2番の件につきまして、関係農業委員さんに、状況報告をしていただければと思いますが。▲▲さんについてちょっと紹介してください。

事務局長 はい。▲▲さんは以前にも借りられていて、江田島市におられる地域おこし協力隊の方だそうです。オリーブを植えられる予定で、また借りられるということで。現況はかなりもう木とかが生えてですね。手を入れるのが大変そうなんですけども、▲▲さんから直接聞いたお話ですと、友達等に手伝ってもらい、皆でなんとかきれいにして、そちらをオリーブ畑にしたいということで。このたび、申請をされたということでした。

小林委員 川原をはさんだ隣の農地はもう借りているんですか。

事務局長 借りられています。

小林委員 オリーブは一応植えてあるけど、現状でみるとここで農業を行うのは無理だそうだよな。

事務局長 そうですね、はい。

小林委員 まあ、実際に作ってくれるんならええんじゃがね。

議長 譲り受ける方は、そういったオリーブの普及員をしておられるね。そして、なるべく長く定着したいということで、農地の貸し借りの申請をされて、オリーブを自ら作っているような、努力している申請状況であるそうです。

小林委員 ここは道の縁だから、便利がいいと思うけどな。

議長 3番の状況は。

菊元委員 沖美町の菊元です。〇〇さんは現在病気で施設に入っているから、何もできないということで、自分には作れないと言われてたんですが、それを父が聞いて、それなら自分に貸せというようになって、広島県の間管理機構をはさんで貸し借りをするような状況になったそうです。よろしく願いいたします。

議長 4番の大原の関係は。なにか、ありますか。

小松委員 大柿町の小松です。2ヶ月前に、大原の寺の前で現地を見ていました。◆◆さんのお姉さんがいらっしやって。◆◆さんの土地が■ ■さんの土地と◆◆さ

んの家の中にあるんです。あそこの土地もすっきりして綺麗になると思いますので、私はよいと思います。

事務局長 4番は、今度は◇◇さんへ、財団のほうから貸すという配分計画が出ているようになっておりますので。

議長 はい。一応、この申請の4件については、特別支障はないということで。一応、市長宛に農業委員会としては、その申請どおり異議はないということで回答させていただきますのでよろしくお願いします。

#### 5 協 議 事 項

議長 それでは、以上で議事を終わりました、協議事項に入りたいと思いますが、事務局から。

事務局 ・江田島市農業振興ビジョンについて

#### 6 そ の 他

・特になし。

議長 では、閉会といたします。ご苦勞でございました。